第2期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針について(案)

1 総合戦略策定の考え方

人口減少や東京一極集中に歯止めをかけ、地方を活性化するための基本的な理念を定める「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号)の趣旨を踏まえ、 芦屋町でも、平成 27 年に第 1 期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)を策定し、各種施策の推進を図っています。

今年度は、第1期総合戦略の最終年であり、国は、総合戦略の成果と課題を検証 した第2期総合戦略を策定(令和元年12月20日閣議決定)し、地方にも国の長期 ビジョン・総合戦略を踏まえた、切れ目ない改訂を求めています。

福岡県(以下、「県」という。)では、国総合戦略及び県総合戦略の進捗状況を踏まえ、令和元年度末に第2期総合戦略を策定する予定です。芦屋町においても、国及び県の第2期総合戦略を踏まえた、第2期芦屋町総合戦略を策定する必要があります。

このため、令和元年度は、第1期芦屋町総合戦略の枠組を維持し、施策の見直しを行った第2期芦屋町総合戦略を策定し、令和2年度に、国及び県の第2期総合戦略を勘案した、第2期芦屋町総合戦略の改訂を行うこととします。

また、人口ビジョンについて、国は統計データを反映した時点修正を行い、県については平成27年度の国勢調査結果を反映した時点修正及び一部を見直す予定があります。芦屋町においては、国及び県の動向を踏まえて、令和2年度に改訂の必要性について検討します。

2 計画期間及び目標年について

(1) 第2期芦屋町総合戦略計画期間

第2期芦屋町総合戦略の計画期間は、国及び県の第2期総合戦略と整合を図り、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。

(2) 芦屋町人口ビジョン目標年

人口ビジョンの目標年は、国及び県、町ともに 2060 年でとなっており、整合 が図られているため、見直しは行いません。

3 策定方針について

第2期芦屋町総合戦略策定及び人口ビジョンの見直しにあたっては、施策・事業の継続性を考慮し、第1期芦屋町総合戦略の枠組を維持することを基本に、以下のとおり方針を定めます。

(1) 第2期芦屋町総合戦略

①令和元年度

第1期芦屋町総合戦略の枠組(「政策目標」及び「戦略」)を維持し、「具体的な施策」については、担当課に調査及びヒアリングを実施し、見直しを行います。 また、「概要・目的」については、「具体的な施策」の内容を反映し見直しを行います。

【参考】第1期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略抜粋(赤枠部分が修正予定箇所)

戦略 1 シティプロモーション

概要・目的

町の魅力や旬な情報を集約し、積極的に発信するとともに、情報の収集や発信がワンストップでできる仕組みづくりを図ります。また、町を売り込むためのプロモーションの展開や、全町民による町のセールス活動を推進するとともに、関係団体と連携したマスコミや旅行代理店へのプロモーションなど、様々なイベントの機会を活用した、積極的な町のセールス活動を行います。

| 具体的な施策 | | 重要業績評価指標 (KPI) | H26年度基準值 | H31年度目標値 |
|--------|---|------------------------|----------|----------|
| 1 | 芦屋流情報発信プロジェクト | プロモーションの 件数 (累計) | 0件 | 32件 |
| | 町の情報の収集発信を集約し、効果的にセールスを行う部署を創設します。 また、町の情報の収集や発信が1箇所でできる仕組みづくり(ポータルサイトなど)や、 SNS などを活用した効果的な情報発信を推進します。 さらに、イメージキャラクターやロゴマークを活用するとともに、プロモーション ツールの製作を展開し、統一イメージでの町の情報発信を推進します。 | | | |
| 2 | あしやファン倶楽部の創設 | あしや ファン倶楽部 会員数 | ۸0 | 100人 |
| | 町外者を対象に「あしやファン倶楽部」を組織し、様々な情報を定期的に発信し、町の情報をファン倶楽部会員が発信する仕組みづくりを推進します。 ふるさと納税の魅力向上を図るとともに、町のプロモーションツールとして活用を推進します。併せて、同窓会等の機会を利用した声屋出身者への町の PR を依頼していきます。 | | | |

令和元年度見直し簡所(「概要・目的」「具体的な施策」「重要業績評価指数(KPI)」「基準値」「目標値」) ※概要・目的は、具体的な施策の内容を反映し見直しを行います。

②令和2年度

国及び県の第2期総合戦略及び第6次芦屋町総合振興計画との整合を図り、第2期芦屋町総合戦略の改訂を行います。

- (ア) 国及び県の第2期総合戦略との整合 令和元年度に示される国及び県の第2期総合戦略を勘案します。
- (イ) 第6次芦屋町総合振興計画との整合

令和2年度に策定を予定している、第6次芦屋町総合振興計画との整合を図ります。

(2) 人口ビジョン

人口ビジョンについて、国は時点修正、県は時点修正及び一部見直しを予定 があります。

芦屋町においては、国及び県の動向を踏まえて、令和2年度に改訂の必要性 について検討します。

4 策定及び改訂にあたって

第2期芦屋町総合戦略の策定及び改訂は、「芦屋町地方創生推進本部設置要綱」 (平成27年5月28日告示第63号)及び「芦屋町地方創生推進委員会設置条例」 (平成27年6月29日条例第19号)に基づき、地方創生推進本部や推進委員会 において検討を行います。

(1) 地方創生推進本部

芦屋町地方創生推進本部(町長、副町長、教育長、競艇事業局局長、全課長)では、第2期芦屋町総合戦略を策定するとともに、総合戦略に掲げる施策の推進や実施状況の検証等を行います。

(2) 地方創生推進委員会

芦屋町地方創生推進委員会設置条例に基づき、専門的知識を有する者及び町民の中から町長が委嘱した委員による地方創生推進委員会で、第2期芦屋町総合戦略の策定及び改訂、評価について審議を行います。

※任期:平成30年3月1日~令和2年2月28日(2年間)

(3) パブリックコメント

令和元年度に策定する第2期芦屋町総合戦略は、第1期芦屋町総合戦略枠組を維持し、施策の見直しを行うため、パブリックコメントを実施せず、令和2年度改訂の際にパブリックコメントを実施します。

(4) 議会

第2期芦屋町総合戦略の策定及び改訂状況について、議会説明を行います。

(5) 関係各課

第 1 期芦屋町総合戦略評価及び第 2 期芦屋町総合戦略の策定及び改訂について、調査及びヒアリングを実施します。

5 スケジュール

(1) 令和元年度

| 時期 | 内容 | |
|--------------|--------------------------|--|
| 令和2年1月10日(金) | ・第1回推進本部 | |
| | ①策定方針及び今後のスケジュール説明 | |
| | ②第2期芦屋町総合戦略策定調査依頼 | |
| 1月10日(金) | ·第2期芦屋町総合戦略策定調査 | |
| ~24 目(金) | | |
| 1月30日(木) | ・第2期芦屋町総合戦略策定調査及び令和元年度総合 | |
| ~2月3日(月) | 戦略進捗状況調査に係る各課ヒアリング | |
| 2月17日(月) | ·第2回推進本部 | |
| | ①H30 年度芦屋町総合戦略評価(案)検討 | |
| | ②第2期芦屋町総合戦略(案)検討 | |
| 2月下旬 | ・第1回推進委員会 | |
| | ①H30 年度芦屋町総合戦略評価(案)検討 | |
| | ②第2期芦屋町総合戦略(案)検討 | |
| 3月4日(水) | ・第3回推進本部 | |
| | ①H30 年度芦屋町総合戦略評価まとめ | |
| | ②第2期芦屋町総合戦略まとめ | |
| 3 月 | ・議会説明 | |
| | ・第4回推進本部 | |
| | ・第2期芦屋町総合戦略策定 | |